

障がい児通所支援

障がいのある児童に、日常生活の基本的な動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。

児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型 児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい状態にあつて、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を実施します。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

1 対象者 身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児

※障がい者手帳をお持ちでない方は、児童相談所、町保健センター、主治医の意見が必要となりますので、事前に障がい支援課へご相談ください。

2 利用者負担 費用の1割（負担額の上限あり） 詳細は以下を参照してください。
<利用者負担額>

所得区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	世帯全員の市町村民税所得割課税額の合計が28万円未満の世帯	4,600円
一般 2	上記以外	37,200円

※「世帯」の範囲は、障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）は保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

※ 令和元年 10 月から 3 歳～5 歳までの障がいサービスを受けている方の利用者負担が無償になりました。

1 対象となる子ども 満3歳になったはじめての4月1日から3年間

2 無料となるサービス 児童発達支援、医療型児童発達支援、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

3 その他

(1) 利用者負担以外の費用（医療費や食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

(2) 無償化にあたり新たな手続きは必要ありません。

3 申請先 障がい支援課

4 その他 障がいのある方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、原則としてすべての障がい福祉サービス等を利用する場合、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画の提出が必要です。(指定相談支援事業者が作成する計画案に代えて、障がい者や障がい児の保護者などが作成するセルフプランを提出することも可。)

障害児相談支援

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

1 対象者 身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児

※障がい者手帳をお持ちでない方は、児童相談所、町保健センター、主治医の意見が必要となりますので、事前に障がい支援課へご相談ください。

2 利用者負担 無料

3 申請先 障がい支援課